

令和7年1月 日光市農業委員会総会議事録

日 時 場 所 令和7年1月21日 午後2時 日光市役所本庁舎会議室

出席農業委員	10名	
	1番 川村耕一	2番 沼尾綾乃
	3番 池田雄一	5番 川村光代
	6番 渡邊毅	7番 小池毅
	8番 手塚幸子	9番 神山守
	10番 佐藤修一	11番 吉原浩之
欠席農業委員	4番 阿久津一男	
出席推進委員	17名	
	13番 秋元光藏	14番 北山隆
	15番 伏木俊夫	16番 大島一比古
	17番 酒主学	18番 福田重勝
	19番 星野由紀夫	20番 福田正明
	21番 佐々木俊久	22番 大貫宣秀
	23番 西巻光次	24番 福田浩一
	25番 福田隆夫	26番 大島省吾
	27番 村上隆	28番 富田順子
	29番 青木容子	
欠席推進委員	12番 大嶋明男	
傍聴人	なし	
事務局	局長 川村賢一郎	係長 吉澤喜代子
	副主幹 永吉和彦	副主幹 佐藤達起
	主査 鶴見英明	
農業公社	局長 常盤紀生	

第1	—	議事録署名人の指名
第2	—	会期の決定
第3	報告第1号	農地法第4条の規定による許可書の交付について
第4	報告第2号	農地法第5条の規定による許可書の交付について
第5	報告第3号	農地法第18条の通知について
第6	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
第7	議案第2号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
第8	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
第9	議案第4号	非農地証明願いについて
第10	議案第5号	農業経営基盤強化推進法第19条農業地利用集積計画の公告に基づく決定について
第11	議案第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農業地利用集積計画の公告）に基づく決定の更生について
第12	議案第7号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農業地利用集積計画の公告）に基づく決定について
第13	議案第8号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
第14	議案第9号	令和7年度（2025年度）農作業料金等の標準額について
第15	議案第10号	耕作放棄地の非農地判断について
第16	議案第11号	地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の作成について

局 長 それでは、日光市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいります。よろしくお願いいたします。

		はじめに、本日の出席委員は、農業委員 11 名中 10 名の出席であります。 農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。 なお、阿久津一男委員から欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。推進委員につきましては 18 名中 17 名の出席であります。推進委員の大嶋明男委員から欠席する旨の届出がありました。 なお、本日の傍聴人は、いらっしゃいません。
小 議 局 議	池 毅 長 長 長	ただ今から、令和 7 年 1 月 日光市農業委員会総会を開会いたします。 本日の議事日程について、事務局長が朗読いたします。 (議事日程を朗読) 日程第 1 「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、私、議長において指名したいと思います。5 番 川村光代委員、6 番 渡邊毅委員を指名いたします。
議	長	続いて、日程第 2 「会期の決定」を行います。 本総会の会期につきましては、本日 1 日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声あり) ご異議なしと認め、本総会の会期は、本日 1 日限りとすることに決めます。
議	長	日程第 3、報告第 1 号「農地法第 4 条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。 (佐藤副主幹挙手)
佐藤副主幹		はい、佐藤副主幹。 総会資料 1 ページをお開き下さい。報告第 1 号「農地法第 4 条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。 先月許可書を交付しました 4 条申請案件は 1 件ございました。譲渡人、譲受人、土地の所在等は資料のとおりです。総会審議日は令和 6 年 12 月 19 日。許可日は令和 6 年 12 月 19 日。指令番号は、日農委指令第 4-3 号で許可書を交付しております。
議	長	以上です。 報告ではございますけれども、ご質問等ございましたらお受けいたします。 (「なし」との声あり) それでは、次に移ります。
議	長	日程第 4、報告第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。 (佐藤副主幹挙手)
佐藤副主幹		はい、佐藤副主幹。 総会資料 2 ページをお開き下さい。報告第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。 先月許可書を交付しました 5 条申請案件は 6 件ございました。譲渡人、譲受人、土地の所在等は資料のとおりです。このうち 4 件が 11 月総会にてご審議をいただいた案件となり、2 件が 12 月総会にてご審議をいただきました案件となります。11 月の案件につきましては、砂利採取法の事業認可及び都市計画法の開発許可と同日の許可となりましたので 12 月の許可となりました。総会審議日は令和 6 年 11 月 21 日及び同年 12 月 19 日。11 月の 4 件が令和

		6年12月5日付け。指令番号は、日農委指令第5-37号から第5-40号にて、12月の2件が令和6年12月20日付け。指令番号は、日農委指令第5-42号から第5-43号にて許可書を交付しております。なお、12月の案件の許可日が総会審議日より後になりましたのは、都市計画法の開発許可と同日の許可としたことによるものです。
議	長	報告でございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。 （「なし」の声あり） それでは、次に移ります。
議	長	日程第5、報告第3号「農地法第18条（通知）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。 （永吉副主幹挙手） はい、永吉副主幹。
永吉副主幹		報告第3号「農地法第18条（通知）について」ご説明いたします。総会資料は、4ページから6ページとなります。 本案件は、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。貸付人・借受人の住所・氏名及び土地の表示、解約理由等は資料のとおりです。件数は4件で、申請番号1番が農業委員会扱いの利用権の解約、申請番号2番から4番が市農業公社扱いの利用権の解約となります。なお、今回の解約案件の、1番の一部及び2番について、利用権の設定が予定されております。
議	長	以上ご報告いたします。 報告ではございましたが、ご質問等あればお受けいたします。 （「なし」の声あり） ないようですので、次に移ります。
議	長	日程第6、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。今月の現地調査は、担い手育成動部会が担当しております。 はじめに、吉原部会長から全体説明をお願いいたします。 （吉原委員挙手） はい、吉原部会長。
吉原委員		今月は、担い手育成部会が担当しました。1月17日に2班体制で行いました。班体制ですが1班は川村光代副会長、伏木俊夫委員、福田正明委員になります。2班につきましては、佐々木俊久委員、大島昭吾委員、小池毅会長、私、吉原が同行いたしました。 案件の担当ですが、3条申請の1番が伏木委員、5条申請の1番が大島昭吾委員、2番は佐々木俊久委員。非農地証明について1番が大島昭吾委員、2番が佐々木俊久委員、3番が福田正明委員になります。よろしくお願いいたします。
議	長	それでは、1番について、担当委員の報告を求めます。 （伏木委員挙手） はい、伏木委員。
伏木委員		私は総会資料7ページ、議案第1号の1番を担当いたしました。 本申請は、日光市明神地内において、売買を目的とした3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。 案内図による説明。申請地は、国道121号板橋交差点から西へ約450メートルに位置しています。 公図による説明。登記簿地目は畑、現況も畑です。

		現地写真による説明。譲受人は耕作農地を適切に管理しており、家族３人で、水稻、さつまいも、かぼちゃ等を作付けしております。取得する農地では、さつまいも、かぼちゃ、じゃがいもの作付を行う計画です。利用権はありません。なお、農地法第３条第２項各項に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えています。ご審議のほどよろしくお願いします。
議	長	次に、現地調査後の検討・協議の結果について部会から報告をお願いします。 （川村光代委員挙手）
川村光委員		はい、川村副部会長。 ただいま各要件には該当していないという説明でしたが、様式第１－１号その２には、ここには耕作されている自作地の面積とか、今後購入する農地を含めた面積が書いてあるのですが、その中に非耕作地が２９平方メートルほどあります。全部効率利用要件には満たさないのではないかとということで話合いました。その結果２９平方メートルで、幅１メートルで狭く、不適切で農地としては使えない状況ということですので、許可相当と部会での統一見解となりました。ご審議のほどよろしくお願いします。
議	長	報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。 ここで、担い手育成部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。 （川村耕一委員挙手）
川村耕委員		はい、川村委員。 契約内容で結構値段がいいのですが、許可する周りに何かありますか。
議	長	事務局お願いします。 （鶴見主査挙手）
鶴見主査		はい、鶴見主査。 売買価格については、本人同士の相談によって、申請に書かれていた金額なのですが、譲り受ける土地については、作付けする方の隣地なので金額が高くなったのかなという推測になります。
議	長	他に何かご質問ございますか。 （「なし」の声あり）
議	長	ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 番号１番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 （全員挙手） 挙手全員であります。 よって、番号１番は、原案のとおり許可することに決しました。
議	長	日程第７、議案第２号「農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更について」を議題とし、番号１番について事務局の説明を求めます。 （佐藤副主幹挙手）
佐藤副主幹		はい、佐藤副主幹。 総会資料８ページをお開きください。１番の案件について説明いたします。 本申請は、自然氷製造用池を目的として令和６年８月２１日付、日農委指令第５－２５号により農地転用の許可を受けた案件であります。変更内容は土地利用計画及び工期の変更となります。申請地につきまして改めて説明をさせていただきます。 申請地は東小来川公民館から北東へ約６００メートルに位置しています。 土地利用計画の変更内容ですが、日当たりの問題から、池の設置場所が当初

議長

の計画よりも山側（南側）に変更となります。残土処理の負担が当初の予想よりも大きくなったことから、池を地面に埋める計画から、擁壁を立ち上げ、地面よりも高く設置する計画に変更となります。工期につきましては、令和6年12月までから、令和7年4月までに変更となります。

説明が終わりました。質問等ありましたらお受けいたします。

（「なし」の声あり）

質疑を終結し、採決いたします。

番号1番について、原案のとおり変更することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

よって、番号1番は、変更妥当とすることに決しました。

議長

続きまして、日程第8、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、番号1番について、担当委員の報告を求めます。

（大島昭委員挙手）

はい、大島委員お願いします。

大島昭委員

私は総会資料9ページ、議案第3号の1番を担当しました。

本申請は、日光市倉ヶ崎地内において、使用貸借により一般住宅の建築を目的とした5条申請です。申請地は東武鬼怒川線の大桑駅から南へ450メートルのところになります。

公図による説明。申請地は2筆で、〇〇〇番地と〇〇〇番地です。登記簿地目は2筆とも原野、現況は畑です。農用地区分は第2種農地で、農振農用地には該当しません。周囲の状況は、東側は道路、西側は畑、南側は畑、北側は道路です。

土地利用図による説明。現地には、建物を建設する予定の住宅会社の一級建築士が立ち合いました。宅地に利用する計画で杭打ちがしてありました。木造平屋建て、床面積52.17平方メートル、15.7坪の住宅になります。2.2メートルの狭い道路なので、中心から2メートルセットバックするそうです。境界にはネットフェンスをまくということでした。この敷地は道路より10から15センチメートルほど低いものですから、土盛りをして道路とフラットにするということです。受人と渡人は母と娘の関係で、母は当該地の近くに住んでおり、受人は近くのアパート住まいで手狭になってきたため、将来母の介護もあるので、この地に住宅を建築して、将来介護も予定するそうです。

写真による説明。

以上のことから、周りに及ぼす影響もないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

次に、現地調査後の検討・協議の結果について部会から報告をお願いします。

（吉原委員挙手）

はい、吉原部会長。

吉原委員

この案件は、使用貸借により一般住宅を建築するという5条申請です。説明にあったとおり母親の年齢と、今住まわれているアパートが手狭になったことから、将来介護をしなくてはならないということで、新たに住宅を建てるという申請になります。以上のことから、周りに及ぼす影響もないということで問題はないだろうという部会の統一見解ですので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで担い手育成部会以外の皆様のご意見・ご質問等をお受けいたします。

	(村上委員挙手)
村 上 委 員	はい、村上委員。
大 島 昭 委 員	給排水の処理はどのようにするのですか。
	上水道と下水道は、この道路に水道管も下水管も入っているので、そちらから引っ張るそうです。敷地内に降った雨の処理は、面積も小さいので砂利敷で地下浸透で、外に出さないようにする処理方法です。
議 長	よろしいですか。
村 上 委 員	普通、住宅を建てると下水道に流すとか、給排水は流すとか。あと、認定道路というのは。
大 島 昭 委 員	写ってはいないのですが、下水道管のマンホールの蓋がこの辺にあります。水道管もはしっています。だから、給水と排水は全部、公共上下水道を利用します。
村 上 委 員	わかりました。
議 長	土地利用図に、給排水については図面に入っていますので、そちらを確認できると思います。他に何かご質問ございますか。
	(大島一委員挙手)
大 島 一 委 員	はい、大島委員。
	現地調査ではよく見て来ていただいたと思います。建物については、何ら個人的には疑問はなかったのですが、道路について疑問を持ったのです。最初の説明だと、認定外道路で幅員が2メートルあったわけですが、さらにセンターからセットバックというのですが、2メートルの半分だから1メートルで、その他に2メートル付けたら、幅員はセンターから3メートルです。4メートルの基準というのはクリアできるのですか。
議 長	(大島昭委員挙手)
大 島 昭 委 員	はい、大島委員。
	センターバックの建築基準法ですが、中心からこちらへ2メートルと、こちらへ2メートルです。
大 島 一 委 員	出来上がりは合計いくらになるのですか。
大 島 昭 委 員	将来ここは4メートルになります。
大 島 一 委 員	5条申請ですから、右側は申請時点でその辺ははっきりしておかなくちゃいけないと思います。最低の4メートルというのが基準法では必須です。この公図、測量図かわからないけれど、左側の住宅に半径にすれば2メートル。普通だったらセンターから2メートル、2メートルの4メートルが必要かと思いますが、事務局さんどうですか。
議 長	(佐藤副主幹挙手)
佐 藤 副 主 幹	はい、佐藤副主幹。
	建築基準法上の2項道路と言われる道路になりますけれども、先ほどからお話ありますように、現時点で4メートルの幅員がない道路ですが、既に建築物が建ち並んでいるため、建築基準法上は道路として取り扱っているものとなります。
大 島 一 委 員	既存住宅があったのですか。
佐 藤 副 主 幹	周りにも住宅が既にあります。
大 島 一 委 員	今、新築しようと計画するところも住宅とっていたのですか。
佐 藤 副 主 幹	反対側にも、さほどないですけど奥にも建物がありますし、横にも建物がある場合、その場所は建築基準法上の道路にしておかなければ、建築はできなくなってしまうので。
大 島 一 委 員	基準法上すでにあつたので、認定外道路でということであれば大丈夫かと思

		います。
佐藤副主幹		建築基準法上の道路として必要な4メートルの幅員は、センターからそれぞれ2メートルずつセットバックすることにより確保します。
大島一委員		既存の住宅があったので、4メートル未満でも基準ができる前から建っていたという状態ですね。ありがとうございます。
議長	長	他に何かご質問ございますか。 (「なし」の声あり) 番号1番について採決します。 番号1番については、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手) はい、挙手全員でございます。 よって、番号1番は、原案のとおり許可することに決します。
議長	長	続きまして、番号2番について、担当委員の報告を求めます。 (佐々木委員挙手) はい、佐々木委員。
佐々木委員		私は、総会資料9ページの議案第3号の2番を担当いたしました。 譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりであります。 申請の目的であります、本申請は鬼怒川温泉大原地内において、売買により太陽光発電設備を目的とした5条申請であります。 案内図による説明。申請地は藤原運動公園から南西へ約300メートルに位置しております。農地区分は第3種農地でありまして、農振農用地には該当いたしません。 公図による説明。登記簿地目は田、現状も田であります。周囲の状況は東側が畑と原野。西側は道路、南側は田、北側は田であります。 土地利用図による説明。現地立ち合いに、譲受人担当者が立ち会いました。現地には杭打ちがされてありました。譲受人は、東京都新宿区に本店をおき、建物、構造物のリフォーム、土地建築工事、太陽光発電事業を主な業務とする、平成22年に設立された資本金1,000万円の法人であります。太陽光発電事業の拡大を目指して土地を探していたところ、申請地の所有者に同意を得ることができたため、今回の申請に至ったところであります。 土地利用図による説明。赤で囲まれた部分が現地であります。当会社は、日光市内での実績はありませんが、県内では何力所か太陽光の設置をされています。給排水はありません。雨水は敷地内の自然浸透といたします。周囲にはフェンスを巡らせるということでもあります。以上のことから、申請内容については適当であると判断いたしますので、ご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議長	長	次に、現地調査後の検討・協議の結果について部会から報告願います。 (吉原委員挙手) はい、吉原部会長。
吉原委員		この申請は、売買によって太陽光発電の設備を設置したいということでの5条申請でございます。今、説明がありました通り、この株式会社は栃木県内では県南あたりに何件かの設備をしているということでございますけれども、写真を見ていただく通り、周りは隣の赤線の右側も将来的には別の会社ですが、太陽光発電設備を設置する方向で考えていると。奥側の圃場は約1メートルぐらいの高さがあるということで、周りに及ぼす影響もないだろうということで、部会としては問題ないだろうということでございますので、ご審議のほ

議 長	どよろしくお願ひしたいと思ひます。 ただ今、報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。 ここで、担い手育成部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。 (川村耕委員挙手) はい、川村委員。 ちなみに売電はいくらですか。 (佐藤副主幹挙手) はい、佐藤副主幹。 キロワットあたり8.5円ということで報告を受けております。 他に何かご質問ございますか。 (「なし」の声あり) ないようなので、質疑を終結いたします。 番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手) 挙手全員であります。 よって、番号2番は、原案のとおり許可することに決しました。
川村耕委員 議 長	
佐藤副主幹 議 長	
議 長	続きまして、日程第9、議案第4号「非農地証明願について」を議題とし、番号1番について担当委員の報告を求めます。 (大島昭委員挙手) はい、大島委員。 総会資料10ページの議案第4号の1番を担当しました。 本願ひは、日光市鬼怒川温泉大原地内において、宅地として利用してあります。願出人、願出地は資料のとおりです。 案内図による説明。願出地は鬼怒川温泉大原地内、下原小学校から東へ150メートルに位置しております。 公図による説明。登記簿地目は田、現況は宅地です。 土地利用図による説明。現地には測量会社の専務さんと、当該物件の土地と建物を買ひ受ける不動産業者が立ち会い、周囲には杭打ちがしてありました。願出地は、昭和48年に住宅を建築し宅地として建っており、32年が経過しております。立ち会った人の話ですと、藤原町時代の昭和48年に住宅を造ったのですが、農地転用許可が必要だったところ、その形跡を調べましたが痕跡が出てこないということで、今回、非農地証明願に至ったという話です。 空中写真による説明。平成12年の空中写真が添付されております。赤く囲ったところですが、建物が見えます。 現地調査の写真による説明。赤線で囲ったところが今回の物件です。この物件には、去年まで母親が住んでいたそうですが、母が亡くなって今は空き家となっています。今回、この物件を売却することになったのですが、農地のままでは売却できないため、本願ひに及んだということであります。以上のことから、証明することに問題はないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。
大島昭委員	
議 長	次に、現地調査後の検討・協議の結果について、部会から報告をお願ひします。 (吉原委員挙手) はい、吉原部会長。 ただ今の説明により、非農地証明願でございますけれども、写真を見ていた
吉原委員	

議	長	できればわかりますように、ブロック塀で囲まれた中に家があるということ で、まったく農地であったという痕跡はありません。今、大島委員から説明が あったように、藤原町時代、この周辺が住宅地になって売買されたときには、 おそらく農転はあったのだろう。ただ、現在調べるに至っては、その痕跡が出 てこないということで、今回、非農地証明を出したということでございますの で、部会としましては、証明するのに妥当だろうという統一見解でございます ので、ご審議のほどよろしくをお願いしたいと思います。 報告並びに現調査後の部会報告が終わりました。 ここで、担い手育成部会以外の皆様方のご意見・ご質問をお受けいたしま す。 (「なし」の声あり) それでは質疑を終結し、採決いたします。 番号１番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙 手を求めます。 (全員挙手) はい、挙手全員であります。 よって、番号１番について、原案のとおり証明妥当とすることに決します。
議	長	続きまして、番号２番について担当委員の報告を求めます。
佐々木委員		(佐々木委員挙手) はい、佐々木委員。 私は、総会資料１０ページの議案第４号の２番を担当しました。 本申請は、日光市鬼怒川温泉大原地内において、宅地として利用している案 件であります。願出人および願出地等は資料のとおりです。 案内図による説明。願出地は藤原運動公園から西へ約１００メートルに位置 しています。 公図による説明。願出地の登記簿地目は畑です。 土地利用図による説明。願出地は、昭和６０年頃から現在に至るまで、宅地 として利用しておりまして、約４０年経過をしております。 空中写真による説明。はっきり確認はできないのですが、平成１２年撮 影の空中写真が添付されております。２４年以上宅地として使用されているこ とが確認されます。 写真による説明。現在、宅地として利用されている状況であります。東側は 山林、西側はこちらに道路が通っております。南側と北側は宅地になっており ます。以上のことから非農地証明願いについては、適当であると判断いたしま したので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
議	長	続いて、現地調査後の検討・協議の結果について、部会から報告願います。
吉原委員		(吉原部会長挙手。) はい、吉原委員。 この非農地証明願についてですが、今、説明がありましたとおり、平成１２ 年の空中写真が添付されており、その時点から、すでに２４年以上経過してい ます。昭和６０年頃から宅地として利用しているということで、非農地として 証明することは妥当であろうということが、部会の統一見解でございますの で、ご審議のほどよろしくをお願いしたいと思います。
議	長	ただ今、部会の報告が終わりました。 ここで、担い手育成部会以外の皆様方のご意見・ご質問をお受けいたしま す。 (「なし」の声あり)

		それでは質疑を終結し、採決いたします。 番号２番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 （ 挙手全員 ） 挙手全員であります。 よって番号２番は、原案通り証明妥当とすることに決します。
議 長		続いて、番号３について担当委員の報告を求めます。 （ 福田正委員挙手 ）
福田正委員		はい、福田委員。 資料１０ページの議案第４号の３番を担当しました。 本申請は、日光市久次良町地内において駐車場として利用しております。 願出人、願出地は資料のとおりです。 案内図による説明。願出地は久次良町、日光福祉保健センターから北西へ約３３０メートルほどに位置しております。 公図による説明。登記簿地目は畑、現況は駐車場です。 土地利用図による説明。現地には願出人と行政書士が立ち会い、杭打ちがしております。願出地は昭和初期から宅地として利用しており、昭和５５年頃、〇〇－〇番地にあった宅地を取壊した後、２４年以上経過し利用しております。平成１２年の空中写真が添付してあります。これは現地でありまして、赤く囲んであるところが〇〇－〇番地です。ほぼ平らに見えるのですが、ちょっと段差がありました。 以上のことから、証明することに問題ないと思われますので、ご審議をよろしく願いいたします。以上です。
議 長		ありがとうございます。 次に、現地調査後の検討・協議の結果について、部会から報告をお願いします。 （ 川村光委員挙手 ）
川村光委員		はい、川村副部会長。 現地調査の結果ですが、下は更地になっておりますが砂利が入っておりまして、農地としてはずいぶん前から使っていない状況が確認できました。部会としては証明することに問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長		報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。 ここで、担い手育成部会以外の皆様方のご意見・ご質問等があればお受けいたします。 （ 渡邊委員挙手 ）
渡邊委員		はい、渡邊委員。 許可するのには問題はないと思いますが、今後、建物を建てるか何かの予定があるのですか。
議 長		（ 福田正委員挙手 ）
福田正委員		はい、福田委員。 所有者はかなり年配の方でありまして、草刈りなどをまめにやっているのですが、もう年齢的に私では無理だということで、隣地の方が引き続き駐車場として利用したいという申し出があったそうで、それをきっかけに非農地証明を出したということだそうです。
議 長		他に何かご質問ございますか。 （ 「なし」の声あり ）

		それでは質疑を終結し、採決いたします。 番号３番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 （ 挙手全員 ） 挙手全員であります。 よって、番号３番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。
議 長	永吉副主幹	日程第１０、議案第５号「農業経営基盤強化促進法第１９条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。 （ 永吉副主幹挙手 ） はい、永吉副主幹。 議案第５号「農業経営基盤強化促進法第１９条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定」についてご説明いたします。 本議案については、旧法である農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、日光市が作成した農用地利用集積計画案を決定するために審議をお願いするものです。また、当該法律は旧法であります、地域計画策定までの経過措置として行うものです。今月は、所有権移転と利用権設定の案件がございます。 まず、所有権移転の案件になります。総会資料は１１ページとなります。今月の件数は１件で、面積合計は１筆で４,８２８.００平方メートルとなります。譲渡人、譲受人の住所・氏名及び土地の表示等は申請のとおりとなります。 次に、利用権設定の案件ですが、総会資料は１２ページから３５ページになります。件数は４３件、面積合計は１９６筆で２９９,５７０.５２平方メートルとなります。内訳は申請番号１番及び２番が農業委員会扱いの利用権の更新、申請番号３番から４３番が日光市農業公社扱いの案件で、新規が１９件、更新が２２件となっております。設定をする者 貸付人、設定を受ける者 借受人の住所・氏名及び土地の表示等は申請のとおりとなります。以上の計画の内容は、旧法である「農業経営基盤強化促進法第１８条第３項」の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。
議 長		審議を始める前に、議案書１８ページ１４番について審議いたします。 ここで、農業委員会等に関する法律第３１条第５議事参与の制限の規定により、１番川村耕一委員の退席を求めます。 （ 川村耕一委員退席 午後３時３分 ） それでは、１４番についてご質問等ございましたらお受けいたします。 （ 「なし」の声あり ） それでは１４番について、採決いたします。 原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 （ 挙手全員 ） 挙手全員であります。 よって、議案第５号のうち１４番については、原案のとおり決定することに決します。 川村耕一委員の着席を認めます。 （ 川村耕一委員着席 午後３時４分 ）
議 長		続きまして、議案書２２ページ２３番及び２９ページ３４番について審議いたします。 ここで、農業委員会等に関する法律第３１条第１項「議事参与の制限」の規定により、３番池田雄一委員の退席を求めます。

		(池田雄一委員退席 午後3時5分)
		それでは23番、34番について、ご質問等ございましたらお受けいたします。
議	長	(「なし」の声あり)
議	長	質疑を終結し、採決いたします。
		議案第5号のうち23番、34番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(挙手全員)
		挙手全員であります。
		よって、議案第5号のうち23番、34番については、原案のとおり決定することに決します。
議	長	池田雄一委員の着席を認めます。
議	長	(池田雄一委員着席 午後3時6分)
		続きまして、議案書24ページ30番について審議いたします。
		農業委員会等に関する法律第31条第1項「議事参与の制限」の規定を準用し、13番秋元光藏委員の退席を求めます。
議	長	(秋元光藏委員退席 午後3時8分)
		それでは30番について、ご質問等ございましたらお受けいたします。
		(「なし」の声あり)
		それでは、採決いたします。
		30番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(挙手全員)
		挙手全員であります。
		よって、30番については、原案のとおり決定いたします。
議	長	それでは、秋元光藏委員の着席を認めます。
議	長	(秋元光藏委員着席 午後3時9分)
		14番、23番、30番、34番以外の案件について審議いたします。ご質問等ございますか。
議	長	(「なし」の声あり)
		それでは採決いたします。
		14番、23番、30番、34番以外の案件について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(挙手全員)
		挙手全員であります。
		よって、14番、23番、30番、34番以外の案件については、原案のとおり決定いたします。
		それでは、次に移ります。
議	長	日程第11、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定の更正について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
		(永吉副主幹挙手)
永吉副主幹		はい、永吉副主幹。
		議案第6号、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定の更正について」ご説明いたします。
		本議案については、令和6年12月総会における決定の更正であります。総会資料は36ページと37ページになります。両ページの上段、更正前のお

		り決定されましたが、県公社への引き渡しは1月であり、豊岡ファーマーズへの引き渡しは3月であったため、転貸せずに一旦県公社を受人とするための更正を行うものです。 更正内容は、下段の更正後のとおりとなります。本来2回に分けて決定するところを1回で決定してしまいました。お詫びして訂正いたします。なお、豊岡ファーマーズへの引き渡しの議案は、次の議案第7号に記載しております。ご審議をよろしくお願いいたします。
議	長	以上のような説明内容でございます。 何かご質問がございましたらお受けいたします。
議	長	(「なし」の声あり) ないようですので採決いたします。 議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員であります。 よって、第6番については、原案のとおり決定いたします。 次に移ります。
議	長	日程第12、議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。 (永吉副主幹挙手) はい、永吉副主幹。
永吉副主幹		議案第7号、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」ご説明いたします。 本議案については、旧法である農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法の基本要項の第9の3の(1)の規定により、日光市が作成した農用地利用集積計画（案）を決定するものに審議を求められています。 また、当該法律も旧法であります。地域計画策定までの経過措置として行うものです。総会資料は38ページから41ページになります。件数は7件で、面積合計は30筆で、35,679.00平方メートルとなります。設定をするもの貸付人、借受人の住所・氏名及び土地の表示等は申請のとおりとなります。
議	長	以上の計画の内容は、旧法である農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。 説明は以上になります。 ご質問等ございましたらお受けいたします。
議	長	(「なし」の声あり) それでは採決いたします。 議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員) はい、挙手全員であります。 よって、議案第7号については、原案のとおり決定いたします。
議	長	続いて、議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を議題

		とし、事務局の説明を求めます。 (永吉副主幹挙手) はい、永吉副主幹。
永吉副主幹		議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」ご説明いたします。総会資料は44ページと45ページになります。 本議案は「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項」の規定により、日光市が作成した「農用地利用集積等促進計画（案）」について農業委員会の意見を求められています。当案件は農地バンクを通して中間管理権を設定し、新たな借り手へ賃借権を設定するものです。面積は3筆で19,855.00平方メートル、受入の対象者数は3名です。権利の設定を受ける者の住所・氏名及び土地の表示等は記載のとおりです。ご審議をお願いいたします。
議長		説明が終わりました。ご質問等ございましたらお受けいたします。 (「なし」の声あり) 採決いたします。 議案第8号、原案のとおり同意することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員であります。 よって、議案第8号については、原案のとおり同意することに決定いたします。
議長	議長	続きまして、日程第14議案第9号「令和7年度農作業料金等の標準額について」を議題とし、事務局の説明を求めます。 (吉澤係長挙手) はい、吉澤係長。
吉澤係長		本日、差し替えて配布しました議案第9号をご覧ください。 当初の議案書にも掲載しておりますが、先日、金曜日に会長職務代理者、正副部会長、正副推進委員長会議において、意見を頂いたものを加筆しました。そのため、本日差し替えしたものを配付しております。こちらの案件につきましては、農地法第52条 農業委員会は、農地の利用の増進及び利用関係の調整に資するため、農地の利用の状況及び賃借の動向と、農地に関する情報を収集し、その提供を行うとする主旨を踏まえ、他の農業関係機関から情報を収集し、農業委員会で把握している情報と合わせ、委員会独自の資料として情報を提供するものです。 それでは、最初に農作業標準賃金についてご説明いたします。こちらは、一般的な農業、軽作業に従事した場合の標準賃金で、農業委員会独自に設定するものです。記載の賃金につきましては、昨年度は1日8時間当たりの料金8,000円を記載しておりましたが、令和7年度からは1時間当たりの料金として1,004円を記載しております。昨年度と比較しますと、時間当たり4円の増となっております。なお、栃木県の最低賃金は、令和6年10月から時間額1,004円でございます。合わせて栃木県内の市町の金額も参考としまして、農作業標準賃金は時間額1,004円といたしました。 次に、その下にうつります。農作業標準料金は育苗委託や田植え、稲刈りなど個別の作業について、農地の面積等、区分、農地区分に応じて料金を記載しています。昨年度との変更があった料金は、作業区分、育苗委託（1箱）の料金についてで、昨年度は5月12日までの納品が815円だったところが850円に、5月13日以降の納品は765円のところが800円になっておりま

す。

次に右側上にうつりまして、機械移動基本料金は農業機械の移動、輸送距離に応じた料金を記載しています。なお、農作業標準料金及び機械移動基本料金は、日光市農業公社が所管する日光受託集団連絡協議会による農作業料金検討会議において検討された料金を参考にさせていただいています。

最後に4番目に記載のある農地賃借料については、農業委員会が令和6年1月1日から令和6年12月31日までの1年間分のデータを集計した統計です。データの対象は、農用地利用集積計画（農業経営基盤強化促進法）第18条により、効力の発生した賃貸借の1筆ごとの賃借料です。なお、田の基盤整備済みと未整備地域及び畑の賃借料の平均額最高額、最低額につきましては、記載のとおりです。以上でございます。

議 長

説明が終わりました。

ご質問等ございましたらお受けいたします。

（ 酒主委員挙手 ）

はい、酒主委員。

酒 主 委 員

賃借料なのですが、整備地域で最高額16,303円とあるのですが、どこの地域か教えてもらえますか。

議 長

（ 吉澤係長挙手 ）

はい、吉澤係長。

吉 澤 係 長

基盤整備地域の最高額、たまたま2地区同額のところがありまして、塩野室町と小林が最高額になっております。参考に最低額も小林です。

議 長

他に何かご質問ございますか。

（ 大貫委員挙手 ）

はい、大貫委員。

大 貫 委 員

1つなのですが、機械料の基本料金の件なのですが、農機具屋さん話す機会があったのでお話を聞きましたら、ここに掲載してある金額とは差がだいぶあったものですから、実際の契約の際には委託者のほうに慎重にお話ししてもらいたいかなと、もし何か意見がありましたら話したほうがよろしいかなと思ひまして。

議 長

この標準額が、往復料金としては安いということですか。

大 貫 委 員

片道の料金が燃料高騰と米の値上がり、相当輸送費が上がりましたと言われたものですから。

議 長

常盤局長お願いいたします。

常 盤 局 長

今の大貫委員のご質疑にお答えいたします。確かにそういう声もございす。あくまでこの価格は特に拘束力を持たず、目安として使っておりますもので、委員おっしゃいますように実際の決定の際には、委託者、受託者のもとで十分な協議を行った上で、地域との環境、耕作環境に応じた料金設定をお願いしたいと思っております。以上でございます。

議 長

他に何かご意見・ご質問ございますか。

（ 佐々木委員挙手 ）

はい、佐々木委員。

佐 々 木 委 員

ドローンによる薬剤散布をかなり請け負ってやっている方が目立ってきているのですけれども、その料金設定については検討しなかったのですか。

議 長

（ 常盤局長挙手 ）

はい、常盤局長。

常 盤 局 長

公社で参考になっている料金表なのですが、こちらが受委託の料金。あくまで相対で決める料金ではなくて、サラリーマン世帯とか高齢世帯で農業ができない方に対して受託集団が請け負う場合の料金表で、委員ご指摘のようなドロー

		ンによる散布は想定してございません。ただおっしゃいますように、現在ラジコンなりドローンなりの農薬散布が一般的になることもありますもので、その点も踏まえた上で、受委託の料金表が相対の作業の料金に、今後見合ったようなかたちになっていくように、検討はしていきたいかなとは思っております。繰り返しになりますが、受委託作業の場合の受託集団が一般の方が請け負う場合の料金表でございまして、それを参考として使っていますもので、その辺に現実の乖離があることは認めます。よろしくどうぞお願い申し上げます。
議	長	よろしいでしょうか。 (佐々木委員挙手)
佐々木委員		はい、佐々木委員。 ドローンを持っている方の組織がたぶんＪＡにあると思います。たぶんそこで料金を決めて、統一料金でやっているかわからないですけれども、あくまでも農作業標準賃金表ということで、受委託の組織以外の一般の方々が参考にし、賃金を払ったりしていると思うので、可能であれば農業委員さんのほうで、ＪＡさんなり、ドローンの組織のほうと調整していただいて、ドローンでは委託は一反歩いくらすという表示が可能であれば、非常に助かるなと思いますので、ご検討をお願いいたします。
議	長	今のは意見ということで。 他に何かご質問はございませんか。 (「なし」の声あり) それでは、ないようですので採決に移ります。 議案第９号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員であります。 よって、議案第９号については、原案のとおり決定いたします。
議	長	続いて、日程第１５号、議案第１０号「耕作放棄地の非農地判断について」を議題とし、事務局の説明を求めます。 (永吉副主幹挙手)
永吉副主幹		はい、永吉副主幹。 議案第１０号、「耕作放棄地の非農地判断について」ご説明いたします。 総会資料は４７ページから４９ページとなります。 本案件については、昨年度８月から９月に行った農地利用状況調査、農地パトロールの結果に基づき、再生利用が困難な農地（区分５）と判断した農地について、農地法第２条第１項に規定する農地に該当するか否かの判断について、審議を行っていただくものとなります。件数は４６件で、面積合計は３７，８５７．２５平方メートルです。なお、農地に再生することが困難であると判断した農地のうち、自然発生的に遊休化非農地化したのではなく、家を建ててしまったり、砂利敷きにしてしまったりしている農地については対象外となっております。また、経営移譲年金や相続税、贈与税の関係で、非農地としてしまうと年金や税金に影響が出てしまう農地はございませんでした。 こちらの一覧表について補足ですが、所在地、地目、面積の他、農振についての記載がございます。これは農が農振農用地、他が農振地域内の農用地でない農地。外が農振地域からの外れている農地という意味です。所有者氏名がカッコ書きになっているものは、登記上の名義人が亡くなっている農地です。 今回の総会において、議決が得られれば農業委員会から所有者へ非農地通知として発出するとともに、法務局および税務課、農政課に情報提供いたしま

議	長	す。通知を受けた所有者は、農地通知書により地目変更登記の手続きができることとなります。説明は以上となります。ご審議をお願いいたします。 説明が終了いたしました。 ご質問等ございましたらお受けいたします。 (「なし」の声あり)
議	長	それでは採決にうつります。 議案第１０号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員であります。 よって、議案第１０号については、原案のとおり決定することに決します。
議	長	日程第１６、議案第１１号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の作成について」を議題とし、事務局の説明を求めます。 (永吉副主幹挙手) はい、永吉副主幹。
永吉副主幹		議案第１１号、「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の作成について」ご説明いたします。 総会資料は５０ページ及び事前に皆様に送付いたしました資料１ページから１１８ページになります。 説明の前に訂正があります。５０ページの上から３行目の真ん中あたりに、「農政課から」とありますが、あくまでも農政課は担当課名であり、市長の回答であるため「市長から」に訂正をお願いしたいと思います。 説明に戻ります。本案件については、令和６年度末の現地域計画の作成公告に向けて、農業経営基盤強化促進法第１９条第４項により、農業委員会に意見書を回付するものです。令和６年１１月総会議には地域計画の区域に栗山地区を加え、今市地区には大字の今市、瀬川、平ヶ崎を含めないこととする旨の説明がございました。この度、現行の人農地プランを土台とした今市、落合、豊岡、大沢、塩野室、日光、藤原の７地区に栗山を加えた８地区をカウントした地域計画（案）が作成され、委員の皆様にご意見照会をするものです。説明は以上となります。ご審議をお願いいたします。
議	長	説明は以上であります。 このことについて、ご質問・ご意見等がございましたらお受けいたします。 (「なし」の声あり)
議	長	質疑及び意見聴取を終了し、採決にうつります。 議案第１１号について、異議がない旨の意見とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員であります。 よって、議案第１１号については、異議がない旨の意見を付することに決します。
議	長	以上で、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。 以上をもちまして、令和７年１月日光市農業委員会総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。

(閉会 午後３時３７分)